

霧島市公告式条例の一部改正について

霧島市公告式条例の一部を次のように改正する。

平成26年9月2日 提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市公告式条例の一部を改正する条例

霧島市公告式条例（平成17年霧島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「昭和31年法律第162号）第14条第2項」を「昭和31年法律第162号。以下この条において「法」という。）第15条第2項」に改め、同条第2項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項」を「法第15条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）により引用規定にズレが生じるため、及び用語の整理のため、本条例の所要の改正をしようとするものである。